

平成 28(2016)年度 日本消化管学会 暫定処置による胃腸科指導施設 申請要綱

日本消化管学会 事務局

1. 申請資格

- i 消化器病系病床として常時 30 床以上有すること。
- ii 指導医 1 名以上が勤務していること（常勤）（暫定指導医申請中も可）。
- iii 指導医の責任の下に十分な指導体制がとれること。
- iv 研修カリキュラムに基づく研修が可能であること。
- v 暫定処置による専門医のいる施設とする（暫定専門医申請中も可）。

2. 申請期間

通年。下記学会事務局へ郵送で必要書類をお送り下さい。

3. 申請書類(すべて必須) 下記チェックボックス☑をお使い下さい。

- 指導施設申請書
- 申請条件を満たすことを証明する書類のコピー（HP コピー、パンフレット等可）
（ただし、提出が不可能な場合は添付不要）

4. 認定手数料

無料

5. 注意事項

- ・申請書類は不備のないようお送り下さい。
- ・本申請にかかるご担当者の連絡先が変更になった場合、速やかに、学会にご連絡下さい（以後の連絡が届かない場合があります）。
- ・申請書類は申請期間厳守でご送付下さい。

お問合せ先：日本消化管学会事務局 担当 樋口／佐々木／長谷
（株）勁草書房 コミュニケーション事業部内 〒112-0005 東京都文京区水道 2-1-1
TEL:03-5840-6338 FAX:03-3814-6904 E-mail:jga-secretariat@keiso-comm.com